

令和元年度 第1回高松市総合教育会議

医療的ケアやそれに類する配慮が必要な児童生徒を受け入れる小・中学校における基礎的環境整備について



1 医行為と医療的ケアとは

医行為

医師の医学的判断及び技術をもってするのではなくれば人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を保有しない者は行ってはいけない。

学校における医療的ケア

特定行為（※）

- ・口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引
- ・気管カニューレ内の喀痰吸引
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・経鼻経管栄養



※認定された教職員等（認定特定行為業務従事者）が一定の条件の下に実施可

特定行為以外の、学校で行われている医行為（**看護師等が実施**）

（本人や家族が医行為を行う場合、違法性が阻却されることがあるとされている。）

2 医療的ケアが求められる背景

医療技術の進歩を背景に、日常的な医療的ケアにより、通常の学校生活を送れる児童生徒が増加してきたこと

H23.8 障害者基本法の改正

- 可能な限り、障がいのある児童生徒が、障がいのない児童生徒と共に教育を受けられるように配慮

H24.7 インクルーシブ教育システム構築に関する中教審報告

- 障がいのある児童生徒が十分に教育を受けられるための合理的配慮の提供と、基礎的環境整備の充実について提言
- 就学先については、本人・保護者の意見を最大限尊重

H28.4 障がい者差別解消法の施行

- 行政機関に合理的配慮の提供を義務付け

インクルーシブ教育の観点から、特別支援学校ではなく、市立の小・中学校へ就学する児童生徒が増加し、そうした流れの中で、医療的ケアやそれに類する配慮が必要な児童生徒への支援が求められるようになる

3 医療的ケアの現状

(1) 国における現状

* 学校における医療的ケアの実施に関する検討会 最終まとめ(H31.2)から引用

- ・特別支援学校には約8,000人(内訪問1,600人)、小・中学校には約900人が在籍
- ・医療的ケア児の教育に当たっては、児童生徒等の安全の確保が保障されることが前提



(2)本市における現状(令和元年度)

| 校種(学年) | 病名・状態 | 主な介助者 | 一日の回数 |
|---------|-------|------------|-----------|
| 小学校(2年) | インスリン | 母親 | |
| 小学校(3年) | インスリン | 母親 | |
| 中学校(2年) | 胃ろう | 自分・教員(準備等) | 宿泊学習(朝夕食) |

| 校種(年齢) | 病名・状態 | 主な介助者 | 一日の回数 |
|--------------|--------|---------|-------------|
| 私立保育園(0歳) | 気管切開 | 園雇用の看護師 | 必要時 |
| 市立こども園(4歳) | 導尿 | 母親 | 昼1回 |
| 小規模保育園予定(1歳) | 経鼻経管栄養 | 看護師? | 一日5回のうち2、3回 |

*今年度、高松養護学校の普通学級(小中学校に準ずる教育課程のクラス)の在籍者の中で、高松在住の医療的ケア児はいない

4 具体的な対応 ～介助員の配置～

※現在、各校に配置している支援員やサポーターは、医療的ケアはできないため、看護師等、専門家を配置(派遣)する必要

(1)考えられる手法

- 委託契約・・・訪問看護ステーションなどと委託契約
- 個人契約・・・看護師資格等を持った人を募集し契約
- 特別支援教育支援員・・・現在の支援員の中に、資格を持った人を募集して、特別枠として配置

<その他>

保健センター等、本市に配置されている看護師(保健師)等の派遣

<国の補助事業>

文科省:医療的ケアのための看護師配置補助事業(1/3補助)

厚労省:医療的ケア児保育支援モデル事業(1/2補助)

(2) 期待される効果と課題

<効果>

- ・いわゆる元気な医療的ケア児の学習機会
の確保
- ・保護者の負担軽減
 - * 保護者の就労支援にもなる
- ・就学の際、保護者の意向を最大限尊重
できるケースの増加

<課題>

- ・医療的ケア以外の施設設備の整備
- ・医療的ケアにかかる時間や回数が障がいの状態により変わり、年ごとに支援量(時間や回数等)が異なる
- ・医療的ケアに限らず、就学指導委員会における専門家による判断の意義の問い直し
- ・国を始め就学前と就学後で所管が異なることから補助制度等も異なる
 - * 厚労省の補助事業は幼稚園児は対象とならない

5 福祉との連携で期待されること

- ・切れ目のない継続的なケアの実施
 - * 就学前に受けていた医療的ケアを引き続き小・中学校でも受けられる
- ・市として就学前及び就学後の幼児児童生徒を包括的にケアできる制度の構築
 - * 国の補助事業の申請や業務委託等、経費や業務の効率化が図れる
 - * 個別の教育支援計画の作成など、障がいのある幼児・児童・生徒一人一人のニーズを的確に把握し、一体となった支援ができる

